

# 飼い犬の適正飼養についてのお願い

回覧

あなたの愛犬が、まわりの人から愛されるよう、  
マナーを守って適正に飼いましょう。



## きちんと犬のしつけをしましょう！

犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけていませんか。  
犬は鳴くのが仕事ではありません。不必要に鳴かないようしつけをしましょう。  
「おすわり、伏せ、待て」などのしつけをしてありますか。  
災害時など、いざという時に周囲に迷惑をかけないためにも、  
基本的なしつけをしておくことが大切です。



## トイレは自宅で済ませましょう！

外で、トイレをしてしまった時には、  
飼い主が責任をもって、フンは持ち帰り、尿には水をかけましょう。  
茅ヶ崎市では、犬のフンの放置は、『きれいなちがさき条例』違反により、  
2万円以下の罰金が科せられます。  
散歩の時は、「ビニール袋・ティッシュ・水」を用意しましょう。  
ペットボトルに水を入れて持ち歩くと便利です。  
一般宅の前での尿は、多くの方が臭い等で迷惑していますので避けましょう。



## 犬の登録をし、毎年狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法で、犬の所有者は、  
犬を取得した日（生後90日を経過した日）から30日以内に、  
市町村に犬の登録をすることが義務付けられています。  
また、犬の所有者は、  
毎年1回、犬に狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。



## ペットには迷子札を着けましょう！

迷子のペットが増えていきます。  
迷子になったペットが保護されても、飼い主が分からなければ帰ることができません。  
鑑札と注射済票を首輪などに付けておくことが、法律で義務付けられています。  
必ず、つけましょう。  
また、飼い主さんの名前、連絡先などを記載した迷子札をつけるとよいでしょう。  
マイクロチップの装着、飼い主登録も有効な手段です。



## 犬にはしっかりリードをつけましょう！

散歩のときは必ずリードや鎖をつけ、犬を制御できる人が連れて行きましょう。  
犬をつなぐときは通行人に接しないよう気をつけましょう。



【お問い合わせ先】

茅ヶ崎市保健所 衛生課 環境衛生担当

電話 0467-38-3317 (直通)